

令和7年度 就労ボランティア体験事業委託業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和7年度 就労ボランティア体験事業委託業務

2 業務内容及び目的

別紙1「企画提案仕様書」のとおり

3 予算規模

26,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※1 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※2 上記金額を超える提案は無効とする。

4 応募資格

応募者は、企画提案書の提出期限（下記8参照）において、札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者またはそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと
- (6) 札幌市税ならびに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること

5 本企画提案に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 事業実施に関する質問受付及び回答 | ・・・12月16日(月)～12月24日(火)正午まで |
| (2) 企画提案参加意向申出書の提出 | ・・・12月27日(金)正午まで |
| (3) 企画提案書の提出締切日 | ・・・1月27日(月)正午まで |
| (4) 審査（ヒアリング） | ・・・2月10日(月)予定 |
| (5) 審査結果の通知 | ・・・2月17日(月)予定 |
| (6) 契約締結予定日 | ・・・2月下旬予定 |

6 事業に関する質問受付及び回答

(1) 質問について

企画提案への参加を検討する事業者からの質問を、以下のように受け付ける。

ア 提出期限

令和6年12月16日(月)～令和6年12月24日(火) 正午まで(必着)

イ 提出方法

Eメールにより「質問書(様式1)」を受け付ける。メールの件名は「(事業者名) 令和7年度就労ボランティア体験事業委託業務 質問書」とすること。電話や口頭での質問は受け付けない。

Eメールアドレス/seikatsuhogo@city.sapporo.jp

(2) 回答等

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。それ以外の質問については、随時ホームページで公開する。

なお、提出期限までに到着しなかった「質問書」に対しては、原則回答しない。

7 企画提案参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は下記のとおり、「企画提案参加意向申出書(様式2)」を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年12月27日(金) 正午まで(必着)

(2) 提出方法

Eメールにより受け付ける。メールの件名は「(事業者名) 令和7年度就労ボランティア体験事業委託業務 企画提案参加意向申出書」とすること。

Eメールアドレス/seikatsuhogo@city.sapporo.jp

8 企画提案書等の提出

(1) 提出資料

下記ア～オを提出すること。イ以外については1部提出とする。

ア 応募申請書(様式3)

イ 企画提案書

下記(ア)～(オ)の要件を満たしたうえで、別紙2「提案評価表」の評価基準(着眼点)に沿った形で作成し、紙媒体10部(正本1部、副本9部)及びPDF形式の電子媒体1式(DVD等)を提出すること。

(ア) 自由様式、A4片面印刷、30ページ以内(表紙及び目次を除く)

(イ) 表紙と目次を除き、ページの通し番号を付すること。

(ウ) 正本の表紙にのみ以下a～fの事項を記載すること。それ以外の部分には、提案事業者が類推できる表現は記載しないこと(伏せ字等を用いる等、工夫して対応すること)。

a 提案事業者の名称

b 事業者所在地

- c 代表者の記名・押印
- d 責任者の氏名
- e 電話番号
- f E メールアドレス

(エ) 上記2の業務内容を実施するための企画について、次のa～fの事項を必ず記載し、提案すること。なお、記載する順番についてもa～fと揃えることとし、必要に応じ図や表を用いて、わかりやすい記載を心がけること。

a 事業実施内容

事業実施に関して、以下の事項について具体的に提案すること

- ・ 参加者の自立助長に向けた支援メニュー（ボランティア、セミナー等）
- ・ 就労体験及びボランティア体験の場である協力事業所の現況（事業者数、事業内容等）や開拓方法
- ・ 参加者の意欲喚起やマンネリ化防止を目的とした事業計画

b 生活保護及び生活困窮者自立支援業務

- ・ 生活保護及び生活困窮者行政に対する考え
- ・ 生活保護受給者及び生活困窮者の現状、支援の必要性に対する考え
- ・ 各区保護課、自立相談支援機関との連携調整の手段とその工夫
- ・ 各区保護課または自立相談支援機関と、就労体験及びボランティア体験の場である協力事業所との調整方法等

c アピール事項

- ・ 各関係機関に対する事業の周知活動について
- ・ 事業参加が終了する者への対応について
- ・ その他本事業の目的達成のため必要と考える事柄及び効率的・効果的な業務手法

d 管理運営・人員体制

本事業を実施するに当たっての管理・運営体制を具体的に提案すること。また、支援担当者の業務分担についても、各々の資格や経歴を踏まえた上で具体的に提案すること。

e 同様又は類似する業務の実績がわかるもの

f 事業者の組織の状況がわかるもの

(オ) 想定経費内訳書（自由様式、A4片面とする）を最終ページに添付すること。想定経費内訳書については、下記a～cの事項と積算根拠が分かるように記載すること。

- a 人件費（賃金のほか、通勤手当、社会保険料などの法定福利費を含む）
- b 諸経費（ただし、事業と関連性が認められない経費は計上できない。）
- c 消費税及び地方消費税の額

ウ 企画提案の概要（様式4）

A4両面で1枚に収まる簡潔な内容とし、電子データ（エクセルファイル）でも提出すること。

エ 直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）

オ 会報など活動内容や事業内容のわかるもの

(2) 提出期限

令和7年1月27日（月）正午必着

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出後の取り扱い

提出後の差替え、追加提出等には応じない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 失格

提出された企画提案書等が、本提案説明書が定めた体裁になっていない場合は失格とする。

(6) 取下

企画提案の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願（様式5）」を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、提出された企画提案書等は返却しない。

9 選定方法

(1) 体制及び方法

庁内関係部局の職員及び外部の有識者で構成する「令和7年度就労ボランティア体験事業委託業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置し、審査を行う。

ア 書類審査について

応募者が4者以上となった場合、以下のとおり書類審査を行い、上位3者を選定して、その3者をヒアリング審査の対象者とする。

なお、応募者が3者以下の場合は、書類審査を行わず、企画提案者全員をヒアリング審査の対象者とする。

イ ヒアリング審査について

(ア) 令和7年2月10日（月）に実施する予定である。

(イ) 審査については、企画提案者によるプレゼンテーションとヒアリングにより行う。

(ウ) 出席者の人数制限、持ち時間等の詳細については、ヒアリング審査の対象者に別途連絡する。

(エ) ヒアリング審査後の結果については、ヒアリング審査の対象者に対してのみ、令和7年2月17日（月）を目途に文書で通知する。

(2) ヒアリング審査の評価

ア ヒアリング審査の評価基準は別紙2「提案評価表」によるものとする。

イ 集計にあたっては、事業者ごとに、委員による採点の最高点と最低点を除いた、中位の点数の合計点により順位を決定する。

ウ 満点の6割を最低基準点と定める。応募団体が1事業者であっても、最低基準を満たしている場合は受託予定者とする。

エ 審査の結果、委員会委員の評価合計が同点となった場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

10 参加資格の喪失

参加資格を有することについて確認を受けた者が、評価を確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当することになった場合、評価対象としないもの

とする。契約候補者については、選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した、または満たさないこととなったとき
- (2) 企画提案に当たって、虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触した、または利害関係を有するものとなったとき
- (4) 企画提案者及びその関係者が、選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
- (5) その他、実施委員会が不適格と判断したとき

11 契約

実施委員会において決定された受託予定者は、事業実施にあたり、「札幌市契約規則」の規定に基づき、随意契約の方法により札幌市と委託契約を締結する。契約の際には、企画提案の内容を基に、具体的な委託内容について調整することがある。

12 その他

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 著作権に関する事項について

ア 提出された企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、第三者の著作権、著作者人格権、その他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は自己の責任及び費用においてこれを解決するものとする。また、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 企画案が採用となった場合、本件企画競争のために作成した全ての提出書類に係る著作権等は、本市に帰属するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

13 問合せ先

札幌市保健福祉局総務部保護課

（住所：札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所3階北側）

担当 中山、中川

Tel 011-211-2992 Fax 011-218-5180

受付時間 平日 9：00～17：00